

物品売買契約書

売渡人 大分県知事 佐藤 樹一郎（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、物品の売買について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約に定める各条項を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲が乙に売り渡し、乙が甲から買い受ける物件（以下「売買物件」という。）は、次のとおりとする。

（1）名称

車 名 レクサス HS250h
車体番号 ANF10-2048029
型 式 DAA-ANF10

（2）数量

1台

（売買価格）

第3条 前条の売買物件の売買価格（以下「代金」という。）は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に契約保証金（見積価格の百分の十以上の金額）として、金 円を甲の指定する手続きにより、甲に納付しなければならない。

（代金の納付）

第5条 代金の支払は一回払いとし、乙は、代金を甲が指定する方法で、令和6年9月3日（火）までに、納付しなければならない。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が代金（乙の代金納付が遅延した場合にあっては、第9条の賠償金を含む）を完納したときに甲から乙に移転する。

（売買物件の引渡期限）

第7条 売買物件の引渡期限及び場所は次のとおりとする。ただし第3条で規定された売買代金（契約保証金充当依頼書を提出した場合は代金と契約保証金の差額）の支払い及び第8条で規定された当該物件（自動車）の名義変更を甲が確認した後でなければ、引渡しは行わない。

- （1）引渡期限 令和6年9月30日（月）午後5時
- （2）引渡場所 大分県公用車駐車場（大分市大手町3丁目1番1号）

（適切な登録事項の変更）

第8条 乙は、第7条の引渡期限までに、当該物件（自動車）の名義変更（移転登録手続）を行うとともに、甲にその事実を証する書類の写しを提出しなければならない。

（遅延賠償金）

第9条 乙は、第5条に定める納付期限までに売買代金を完納しなかったときは、その遅延日数に応じ、未納代金に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た金額を遅延賠償金として、甲の発行する納付書により、甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

(契約保証金の処理等)

第 10 条 甲は、乙が代金（前条の賠償金がある場合はこれを含む。）を完納し、第 8 条に規定された物件（自動車）の名義変更の事実を確認したとき、契約保証金を乙に返還するものとする。

- 2 契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 納付済みの契約保証金は、代金の一部又は前条の遅延賠償金に充当することができる。
- 4 乙の責めに帰すべき理由によって、甲がこの契約を解除するときは契約保証金は甲に帰属する。この場合において、甲が損害賠償の請求をすることを妨げないものとする。

(契約不適合責任)

第 11 条 乙は、この契約締結後、売買物件の種類、規格又は数量等に関して、この契約の内容に適合しないものであることを発見しても、追完、代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(危険負担)

第 12 条 この契約締結の日から所有権移転のときまでにおいて、売買物件が天災その他甲の責めに帰することができない理由により減少し、又は損傷した場合であっても、乙は、甲に対して代金の減額及び損害の賠償を請求することができない。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除し、及び損害の賠償を請求することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 1 乙がこの契約に定める事項を履行しないとき。
- 2 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。

(契約に要する費用の負担)

第 14 条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第 15 条 この契約書に約定しない事項について、約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書 2 通を作成し、各自それぞれ 1 通を所持する。

令和 6 年 月 日

甲 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県知事 佐藤 樹 一 郎

乙